

不利益処分の処分基準

	処 分 の 内 容	利用許可の取消し等
	所 管 部 課 係 名	教育総務部公民館
	根 拠 法 令 及 び 条 項	新座市立公民館条例第 10 条第 1 項 管理者は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公民館の管理上特に必要があるときは、当該利用に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 (1) 不正な手段によつて許可を受けたとき。 (2) 第 8 条第 3 項に規定する条件又は指示に違反したとき。
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	次に該当する場合は、利用許可の取消し等を行うことができる。 (1) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある使用をしようとするとき。 (2) 指定暴力等その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体、又その団体の構成員が集団的に又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれがある団体が使用するとき。 (3) 私塾等の継続的な教室行為、物品販売・斡旋・宣伝行為、得意先の接待、市外の関連企業を含めた会議・研修等、宗教の布教活動及び宗教儀式、選管が認めた個人演説会を除く選挙活動、争議行為等の集会目的などの使用をするとき。 (4) 定員を超える使用のとき。 (5) 当該使用により建物や付帯設備等を毀損又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (6) 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる使用をする場合であつて、これに対する対策が十分でなく他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。 (7) 当該使用に伴う多数の人数が集まることにより、交通渋滞その他場内外の混乱が発生するおそれがあると認められるとき。 (8) 過去において施設管理上の指示に従わなかった等施設管理上の指示に従わないおそれがあると認められるとき。 (9) 申請書類の記載事項に虚偽が認められたとき。
	参 考 事 項	許可するに当たり取消しによって生じた損失を補償しない旨の条件を附することが適当である。(S 39. 12. 19自治庁行発第93号)
準	設定等年月日	平成 1 1 年 7 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)